久喜市議会
平成２８年１１月定例会追加議案

議　　案　　目　　録

議案第１６２号　久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部を改正する条例　……　１
議案第１６３号　久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例　……　３
議案第１６４号　久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例　……　４
議案第１６５号　久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて　……　５

議案第１６２号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」を「「第15条第1項に規定する要介護者(以下この条において「要介護者」という。)のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」に改め、「間をいう。)における」と、」の次に「第2項中「3歳に満たない子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第14条第2項第17号中「日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6箇月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3　介護時間については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条の3に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条(見出しを含む。)中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

平成２８年１２月２０日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員に係る規定の改正及び関係法の一部改正に伴い、職員の介護支援に係る規定の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１６３号

久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2　育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第2項の規定による養育里親であるものに同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。

第3条第1号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されること」に改める。

第10条第1号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されること」に改める。

附　則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成２８年１２月２０日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業に係る規定の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１６４号

久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「支障があるもの」の次に「(以下この項において「要介護者」という。)」を、「休暇をいう」の次に「。以下この項において同じ。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

附　則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成２８年１２月２０日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

人事院勧告に基づき新設する介護時間について、給与の減額の対象とする等の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１６５号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住　　所　　久喜市伊坂1457番地

氏　　名　　奈良政利（ならまさとし）

生年月日　　昭和28年1月6日

平成２８年１２月２０日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市人権擁護委員奈良政利の任期が平成29年3月31日で満了となるので、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。